○九州地方整備局告示第百五十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十二月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月二十五日

九州地方整備局長　鈴木　弘之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百二十五号及び二百二十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
鹿児島市和田二丁目四二二〇番二地内	前	二七・二〇～三〇・一六メートル	〇・〇一三キロメートル
	後	二七・二〇～二九・三三メートル	〇・〇一三キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

○九州地方整備局告示第百五十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十二月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月二十五日

九州地方整備局長　鈴木　弘之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百二十五号及び二百二十六号	鹿児島市和田二丁目四二二〇番二から同市和田二丁目八番一四まで	九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年十二月二十五日

○九州地方整備局告示第百五十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十二月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月二十五日

九州地方整備局長　鈴木　弘之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三十四号	武雄市北方町大字志久字新ヶ江一五六〇番から同市北方町大字志久字新ヶ江一五六三番一まで	九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年十二月二十五日

○北海道開発局告示第百九十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十二月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月二十五日

北海道開発局長　本田　幸一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百七十四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北広島市共栄三七七番一から同市共栄三八三番一まで	前	四五・四四～六六・七四メートル	〇・〇六二キロメートル
	後	三六・七三～五七・五三メートル	〇・〇六二キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

○北海道開発局告示第百九十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十二月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月二十五日

北海道開発局長　本田　幸一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百三十二号	北海道苫前郡苫前町字興津一〇〇番二から同町字興津一九四番まで	北海道開発局及び同局留萌開発建設部

供用開始の期日　平成二十七年十二月二十五日

官庁報告

国家試験

平成28年度1級土木施工管理技術検定及び2級土木施工管理技術検定の実施について

平成28年度1級土木施工管理技術検定及び2級土木施工管理技術検定の実施について、施工技術検定規則（昭和35年建設省令第17号）第3条の規定により、次のとおり公告する。

平成27年12月25日　国土交通大臣　石井　啓一

1　受検資格

(1)　1級土木施工管理技術検定・学科試験　次のイ、ロ、ハ、ニのいずれかに該当する者

区分	学歴又は資格	土木施工に関する実務経験年数	
		指定学科	指定学科以外
イ	大学卒業者 専門学校を卒業したもののうち「高度専門士」と称する者	卒業後3年以上	卒業後4年6ヶ月以上
	短期大学・高等専門学校卒業者 専門学校を卒業したもののうち「専門士」と称する者	卒業後5年以上	卒業後7年6ヶ月以上
	高等学校卒業者 専門学校卒業者（「高度専門士」「専門士」を除く）	卒業後10年以上	卒業後11年6ヶ月以上
	その他の者	15年以上	
ロ	2級合格後3年以上の者	合格後1年以上の指導監督的実務経験及び専任の監理技術者による指導を受けた実務経験2年以上を含む3年以上	
	2級合格後5年以上の者	合格後5年以上	
	2級合格後5年未満の者	高等学校卒業者 専門学校卒業者（「高度専門士」「専門士」を除く）	卒業後9年以上
		その他の者	14年以上